

(寄稿)

医療法人における事業承継と組織変更の税制

〈 要約 〉

医療法人の出資持分に関する問題点は、出資持分の価値の増加に伴い、相続の税負担が過重となることです。その理由は、医療法が配当行為を禁止していることなどが考えられ、医療法人制度そのものに帰着する問題です。納税額が多額になってしまうと、場合によっては、事業の運営や事業承継に支障をきたす可能性があり、医療法人の経営に打撃を与えることとなります。

医療法人の出資持分が、どのくらいの価値になっているかは、医療法人の利益や純資産といった計算要素に基づいて、税務上の一定の算式で計算されます。利益や純資産は、医療法人の経営状況に左右されるため、評価のタイミングによっては、評価額が異なるので現状を適格に把握することが大切です。

事業承継を考えるのであれば、評価額の低い時点で、出資持分を移転できれば税務上メリットがありますが、出資持分の問題は、代替わりしても解決されるものではなく、この点においては根本的な解決にはなりません。

では、他に解決策は存在するのでしょうか？

出資持分自体をなくすには、出資持分なしの医療法人への移行が必要です。社会医療法人、特定医療法人といった公益性の高い医療法人へ、移行する医療法人も増えており、選択肢の一つと考えられますが、大きな経営判断となり慎重に検討する必要があります。

現行の医療法人制度の中で、どの様な対策をとるかは、医療法人を取り巻く環境、方向性を総合的に判断して、決断する必要があります。本稿では、医療法人の出資持分に係る税務の考え方を整理します。

2010年9月22日

Healthcare note

(No. 10-17)

寄稿者名：
税理士法人
山田&パートナーズ
医療事業部 板持 英俊

編集主幹
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザー
河添 麻美

野村證券株式会社
法人企画部